


所管部課	子育て支援部子育て支援課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する要綱について			
		区分	1 審議事項	○
			2 報告事項	
関係事項	条例	東大和市子ども家庭支援センター条例		
	規則	東大和市子ども家庭支援センター条例施行規則		
	部課機関	子育て支援部 学校教育部 福祉部		
1. 要旨				
<p>増加する虐待対応等への地域連携の強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の構成機関に、新たに1機関を加える改正を行うもの。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①構成機関に「北多摩西地区保護司会東大和分区」を追加し、25機関から26機関とする。</p> <p>②構成機関名称の正式名称への修正。</p> <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 要保護児童等への対応において、地域連携の充実が図られる。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
<p>要保護児童対策地域協議会は、要保護児童等への適切な対応を図るため児童福祉法に基づき設置され、25の地域の関係機関により、地域の虐待対応や支援に当たっている。</p> <p>厚生労働省から示されている「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」では、支援対象として、非行児童等も含まれることから、地域において「犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助ける」活動を行っている保護司会を新たに協議会の構成機関に迎え、地域連携の強化を図りたい。</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
特になし				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。